

事業場排水規制業務のお手伝いはお任せください

財団法人 都市技術センター

下水道の排水規制業務でお困りのことがあれば、(財)都市技術センターがお手伝いします。

- ・下水道法の届出処理でお困りではありませんか？
- ・事業場への立入検査でお困りではありませんか？
- ・下水の臭気苦情や異常排水の流入の対応にお困りではありませんか？



1. 業務の実施

事業場の排水規制業務を行う職員の方に同行し、全面的に技術支援するほか、工場排水調査台帳の整備や法令等の解釈・整備、行政措置のあり方などについてお手伝いします。

2. 支援業務は、以下のように多岐にわたります。

- (1) 法令等の整備に関すること
 - ア) 取扱要綱等
- (2) 排水規制の実務に関すること
 - ア) 対象事業場等の把握及び届出
 - イ) 事業場等の規制指導
 - ウ) 除害施設の設置及び維持管理
 - エ) 除害施設の技術審査
 - オ) 改善命令等の行政措置
- (3) 水質監視体制に関すること
 - ア) 下水道幹線等の水質把握
- (4) 事業場排水等の水質検査に関すること

3. 契約期間

単年度契約を基本とします。

(年度前期・年度後期のように年度内での期間調整も可能です。)

4. 支援業務を担当する職員

担当職員は、下水道法及び関連法令にもとづく事業場排水規制に関して豊富な知識・技術及び実務経験を有する職員です。

5. 水質検査、各種分析

水質検査等は、当都市技術センターの水質分析センター(環境計量証明事業所：水又は土壌中の物質の濃度に係る事業)で行います。分析は、長年、工場排水の分析業務に従事した専門技術者が行います。

6. 業務実績

平成24年度は、大阪府下の11市5町の事業場排水規制業務を受託しています。

	都市名	受託年度
1	河内長野市	平成3年度から
2	富田林市	平成4年度から
3	河南町	平成8年度から
4	八尾市	平成11年度から
5	忠岡町	平成12年度から
6	大阪狭山市	平成17年度から
7	和泉市	平成18年度から
8	阪南市	平成19年度から
9	泉南市	平成20年度から
10	松原市	平成22年度から
11	田尻町	平成22年度から
12	島本町	平成22年度から
13	熊取町	平成23年度から
14	羽曳野市	平成24年度から
15	交野市	平成24年度から
16	門真市	平成24年度から

7. 照会先

財団法人 都市技術センター 工務部 水質課

(担当：山田(やまだ)、巽(たつみ)、永石(ながいし))

〒557-0062 大阪市西成区津守2丁目7番13号

(大阪市建設局 津守下水処理場内)

電話 06-6567-3443・・・**まずは、こちらまでお電話ください。**

Fax 06-6567-3445

財団法人 都市技術センター(本部)

〒541-0055 大阪市中央区船場中央2丁目2番5-206号

電話 06-4963-2056(代表)

Fax 06-4963-2087

URL : <http://uitech.jp/>

Email : soumu2@uitech.jp